

村民相談室



お子さんが使っているスマートフォンは安全ですか？ ルールを決め、フィルタリングなどの設定をしましょう！

【問い合わせ】消費生活センター（村民相談室内 ☎287-0858）

“少しの時間なら…”と大人のスマートフォンを子どもに使わせる方や、保護者のお下りの端末を子ども用として再利用する家庭が増えています。一方で、子どもの長時間使用やゲーム依存、高額課金などの問題や、IDの乗っ取り、誘い出しなどのトラブルに遭う被害が増えており、注意が必要です。



相談事例

【事例①】…「ゲームを有利に進めることができるアイテムを買わないか」とゲーム上でメッセージが送られてきたので、自分のIDとパスワード、1万円分の電子マネーをコンビニで購入したことを相手に伝えた。ところが、パスワードを変更されてログインができなくなった上、アイテムももらえなかった。IDを乗っ取られたようだ。

【事例②】…子どもに「ゲームで使用するアイテム（300円）を購入してほしい」と言われ、クレジットで購入した。翌月クレジットの明細を確認すると、身に覚えのない購入履歴があった。調べたところ、知らない間に子どもがクレジットを使い、ゲームに18万円の課金をしていたことが分かった。

【事例③】…SNSで悩み事をつぶやいていたら、気持ちが落ち着くような優しいメッセージをくれる人がいた。ダイレクトメッセージで個人的なメッセージをやり取りするうちに、「直接会いたい」と言われた。



トラブルに遭わないために…

- ▽使用時のルールを決める…使用時間や課金の上限額など、年齢に応じた使い方を、親子でよく話し合い、使用する前に決めておきましょう。
- ▽ネットで知り合った人とは深入りしない…SNSだけでなく、ゲーム内でも直接メッセージのやり取りができるものがあります。ネットだけの交流では、相手の顔や姿、気持ち、メッセージが本物かどうかは分かりません。
- ▽フィルタリングなどを設定する…18歳未満が使用する端末には、悪意あるサイトや有害情報などを閲覧できないよう、フィルタリングを設定することが法律で義務付けられています。自分の端末やお下りの端末を子どもに使用させる場合は、保護者が必ずインターネットの利用環境を整えるようにしましょう。

国民年金 だより 「臨時特例による免除申請」



新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の「臨時特例による免除申請」の受付手続きが、令和3年度についても延長されました。臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、免除の手続きが可能となります。学生も同様に、「学生納付特例申請」が可能となります。

対象となる方

▽令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で業務が失われた等により収入が減少した▽令和2年2月以降の所得の状況から見て、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当（学生納付特例の場合）は学生納付特例基準相当）になることが見込まれる――を満了する方

申請の対象となる期間

▽臨時特例による免除…令和2年2月以降※令和3年7月分以降は改めて申請が必要となります。

▽学生納付特例申請…令和2年2月分から3月分まで（令和元年度分）、令和2年4月分から令和3年3月分まで（令和2年度分）、令和3年4月分から令和4年3月分まで（令和3年度分）

保険料免除・納付猶予の申請に必要な書類等は

▽臨時特例による免除…国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書、印鑑、年金手帳
▽学生納付特例申請…国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書、学生証のコピー（両面）、印鑑、年金手帳

問い合わせ

水戸北年金事務所（☎231局2283）、住民課保険年金担当（☎282局1711 内線1131（1133））